

繰上償還のお知らせと償還のスケジュールについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

「GS米ドル建て社債ターゲット2023-09（為替ヘッジなし・限定追加型・早期償還条項付）」（愛称：ドルロード2023-09）は、2026年9月8日以降において基準価額が12,500円以上となった場合、速やかにファンドが保有する債券等を順次売却し、円建ての短期有価証券や短期金融商品等による安定運用に切り替え、繰上償還を行う仕組みとなっております。

このたび、当初設定していた満期償還日（2028年10月10日）に先立ち、設定から約3年で+25%以上（基準価額12,500円以上）のリターン実績となり、早期償還条項の発動条件を満たしました。

本ファンドが早期償還に至った主な要因は、徹底したリサーチに基づき格下げやデフォルトによる損失の最小化を図りつつ魅力的な利回りの確保をめざした銘柄選択が奏功したことや、社債市場においてクレジット・スプレッドが縮小（社債価格は上昇）したこと、さらに為替市場において円安が進行したことなどが挙げられます。

受益者の皆さまからいただいた温かいご支援に心より感謝申し上げますとともに、今後も皆さまの多様な投資ニーズにお応えできるよう、引き続き魅力的な投資信託商品を提供してまいります。

引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

今後のスケジュールについて

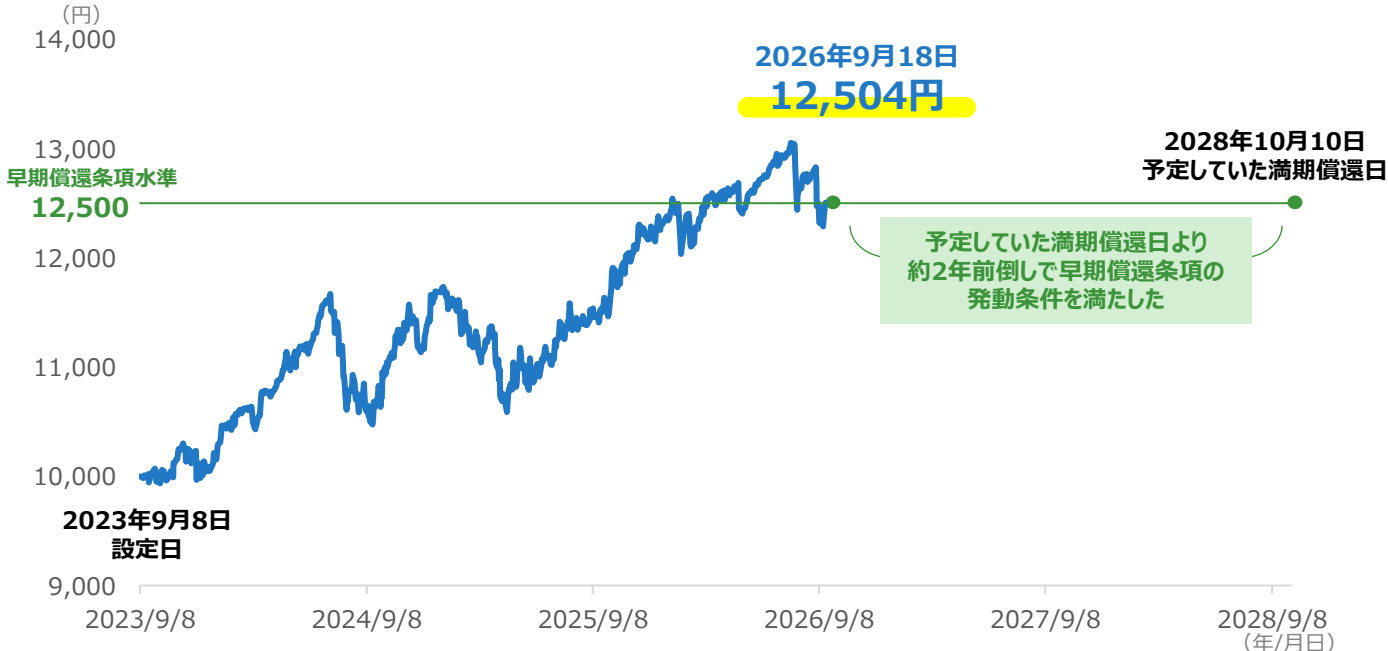
- 換金の最終申込日：2026年10月8日
- 償還日（信託終了日）：2026年10月16日
- 償還金の受渡し：販売会社により異なります

本ファンドの償還にあたりまして、受益者の皆さまにお手続きいただく事項はございません。

※償還日前に本ファンドを換金される場合には、換金申込日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。信託終了日（償還日）までお持ちいただいた場合は、信託財産留保額はかかりません。

※実際に償還されるまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が12,500円未満となることがあります。

◆ 本ファンドの基準価額の推移



期間：2023年9月8日（設定日）～2026年9月18日 出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。過去の運用実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記の基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。

ファンドの特色

1. 主として日本を含む世界の企業等が発行する米ドル建て債券（ハイ・イールド債券を含みます。）に投資します。

- 原則として本ファンドの信託期間内に満期を迎える債券に投資し、各債券の満期日まで保有する「持ち切り運用」を行います。組入債券が信託期間の途中で満期を迎えた場合には、本ファンドの信託期間内に満期が設定されている債券への再投資を行う場合があります。また、市場環境や運用状況等に応じて、米国債等の短期有価証券や短期金融商品等に投資する場合があります。
- 投資適格債券およびハイ・イールド債券に投資します。

2. 原則として為替ヘッジは行いません。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替の変動による影響を直接受けます。

3. 信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。

- 信託期間は、2028年10月10日までの約5年間です。
ただし、2026年9月8日以降、早期償還（繰上償還）する場合があります。

4. 2026年9月8日以降において、基準価額（1万口当たり。以下同じ。）が12,500円以上となった場合、安定運用に切り替え、繰上償還します。

- 基準価額が12,500円となった場合は、組入債券の売却を行い、円建ての短期有価証券や短期金融商品等の資産による安定運用に切り替え、3ヵ月以内の委託会社が指定する日または2028年10月10日のいずれか早い日をもって信託を終了します。
- 市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行うことができない場合があります。
- 基準価額および償還価額（1万口当たり。以下同じ。）が12,500円以上になることを示唆または保証するものではありません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ビーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

ファンドの分配方針

原則として、年1回の決算時（毎年10月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を中心に収益分配を行います。信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券への投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

また、劣後債へ投資する場合には、劣後リスク(法的弁済順位が普通社債より劣後し、発行体の破綻時等には、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができないリスク)、繰上償還延期リスク、利払い変更リスクなどがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

ハイ・イールド債券への投資リスク

一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合には、短時間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替変動リスク

本ファンドは外貨建ての債券等を主要な投資対象とし、外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

カントリー・リスク

一般有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。その影響を受け基準価額が下落することがあります。

留意点

早期償還(繰上償還)に関する留意点

2026年9月8日以降において、基準価額が12,500円以上となった場合、安定運用に移行し、繰上償還となりますが、12,500円は、あくまでも安定運用に切り替えるための基準であり、12,500円以上となった日の価額が償還価額になるものではありません。また、基準価額が12,500円以上となった日から償還日までの市況動向および売却コスト等によっては、償還価額が12,500円を下回ることがあります。市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行うことができない場合があります。

お申込みメモ

購入のお申込み期間は終了しております。

換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 ※信託財産留保額については、下記をご覧ください。
換金単位	販売会社によって異なります。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日
信託期間	2028年10月10日まで(設定日：2023年9月8日)
繰上償還	2026年9月8日以降において、基準価額が12,500円以上となった場合、組入債券の売却を行い、安定運用に移行し、3ヵ月以内の委託会社が指定する日または2028年10月10日のいずれか早い日をもって信託を終了します。 なお、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年10月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に原則として収益の分配を行います。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
換金時	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.7975%(税抜0.725%) ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	資産運用業協会	一般社団法人金物取引業協会	一般社団法人金融商品取引業協会	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	●				
野村證券株式会社*	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	●	●	●	●	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社*	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	●		●		
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	●				
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	●		●		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	●		●		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	●				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	●		●		
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	●		●	●	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社*)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	●		●	●	

* 「一般社団法人日本STO協会」にも加入しております。

委託会社その他関係法人の概要について

●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。

●三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

●販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03-4587-6000(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。